

件名	愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例及び愛媛県県立博物館設置条例の一部を改正する条例
主管課	生涯学習課
根拠法令等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 30 条 博物館法第 18 条

【改正の概要】

- 1 愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例
愛媛県立南予・東予青年の家を廃止する。

別表第 1（第 1 条関係）

名称	目的及び事業	位置	削除
愛媛県立南予青年の家	共同生活を通じ心身ともに健全な青少年を育成するために必要な教育の実施	宇和島市	
愛媛県立東予青年の家		西条市	

- 2 愛媛県県立博物館設置条例
愛媛県立博物館の機能を愛媛県総合科学博物館に移転し、愛媛県立博物館を廃止する。

別表第 1（第 1 条関係）

名称	位置	削除
愛媛県総合科学博物館	新居浜市	
愛媛県歴史文化博物館	西予市	
愛媛県美術館	松山市	
愛媛県立博物館	松山市	

施行日	公布の日（愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例） 平成 21 年 4 月 1 日（愛媛県県立博物館設置条例）
-----	--

【その他参考事項】

法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第 30 条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

博物館法

第 18 条 公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。